

令和2年3月1日

重度訪問介護における新任従業者への熟練従業者同行支援について

下記の申請手順により、申請を受け付けた利用者について、支給決定にあたっては、熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間について、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断します。

対象者

障害支援区分6の重度訪問介護利用者

内容

新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分受けられないことがないよう、熟練した従業者が同行してサービスの提供を行うもの。

支給決定条件

- 新規採用されたヘルパー毎に120時間以内
- 一人の利用者につき、年間3人までの新規採用ヘルパーまで算定可能

○対象の従業者

・新規採用ヘルパー

新規に雇用を開始したヘルパーで採用後6ヵ月以内の者 かつ
今後利用者を1年以上支援する見込みがある者

・熟練ヘルパーとは

当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者

報酬

新規採用ヘルパーと熟練ヘルパーが2人で支援を行うことについて、2人分の時間数の報酬算定が可能
(報酬はそれぞれ所定単位数の85/100となる)

申請方法

① 事業所間で連絡調整

(ア)当該利用者の支援を行う事業所全てに、同行支援を開始する旨報告の上、意向を確認する。

(イ)計画相談員に連絡

② 利用者への説明

利用者に制度内容、目的、必要性、利用者負担額が増額することを説明し、同意を得ること。計画相談員にも情報提供をすること

③ 市へ相談

④ 指導計画書兼申請書を作成

指導計画書兼申請書を作成し、利用者に説明の上、同意を得る
計画相談員にも情報提供をすること

⑤ 申請書類一式提出

⑥ 市町村審査

必要性があるか等、書面審査を行います。

⑦ 支給決定、受給者証の交付（受理日から10営業日以降）

⑧ 利用開始（受理日から10営業日後の決定日）

提出書類

【事業所】

- ・指導計画書兼申請書（熟練ヘルパーが教える内容、期間、頻度等を記載）
- ・指定県者に提出した人員配置一覧表
- ・新規採用職員の入社証明書（採用日が明記してある書類であれば可）
- ・熟練ヘルパーの経歴確認書類（資格証の写し等）

【利用者】

- ・（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更申請書（様式第7号）

【計画相談員】

別途ご案内

請求

サービスを提供した月の翌月10日までに実績記録表兼報告書を提出すること

問い合わせ先

芦屋市障がい福祉課

TEL : 0797-38-2043

MAIL : syougai Fukushi@city.ashiya.lg.jp